

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使

用料の収納事務の委託

【告示】

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

○

○

○

○

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

住宅課

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

令和6年7月23日 岡山県公報 第12619号

◎岡山県告示第三百五十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人による滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

令和6年7月23日 岡山県公報 第12619号

〔三七二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡奈義町滝本、広岡、宮内及び関本地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年五月二十二日から同年九月三十日まで	測量期間

〔三七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市徳富三八一番一、三八六番、三八七番、三八八番一、三八八番二、三八八番三、三八八番四、三八八番五、三八八番六、三八八番七、三八八番八、三八八番九、三八八番一〇、三八八番一一、三八九番、四〇三番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市徳富三六三番地

備前化成株式会社

代表取締役 清水 富江

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十二日岡山県指令建指第四二六号

令和6年7月23日 岡山県公報 第12619号

〔三七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字三軒屋二一六五番二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川一四八九番地三

三橋 一登

三橋 美沙

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月三日岡山県指令建指第九三号

令和6年7月23日 岡山県公報 第12619号

〔三七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇二番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区門前二五三番地二ロワジールI 二〇一号室

平井 慎也

平井 理恵

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月十五日岡山県指令建指第六八号

〔三七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後七六番三、九三番一、九三番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手九七八番地一サンシテイ安本B二〇三

木村 悠人

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十七日岡山県指令建指第八五号

〔三七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年七月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市徳富三八一番一、三八六番、三八七番、三八八番一、三八八番二、三八八番三、三八八番四、三八八番五、三八八番六、三八八番七、三八八番八、三八八番九、三八八番一〇、三八八番一一、三八九番、四〇三番一

二 公共施設の種類

緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市徳富三六三番地

備前化成株式会社

代表取締役 清水 富江

五 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十二日岡山県指令建指第四二六号